明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務七五～八二）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同八三）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同八四～八六）　九
○史跡に指定する件（文部科学三八）　三
○名勝に指定する件（同三九）　五
○天然記念物に指定する件（同四〇）　六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同四一）　七
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（同四二）　九
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同四三）　一〇
○史跡に地域を追加して指定する件（同四四）　一一
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同四五）　一三
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同四六）　一四
○登録記念物の登録を抹消する件（同四七）　一五

〔公告〕
諸事項　一五
裁判所　一五
破産、免責、会社更生、再生関係　一五
特殊法人等　一五
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一五
地方公共団体　一五
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一五
会社その他　一五
会社決算公告　一五

告示

○財務省告示第七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年二月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百四十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆五千五百八十億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で百七十九億六千六百五十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千四百八十四億千九百十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百十九億五千九百五万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千六百十三億四千七百七十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千八十三億七百五十五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三億六千五百万円
特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千四百八億円